

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|-----------------------|---------------|---------------|------------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 土港 第2号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 鏡港浮棧橋補修工事 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市鏡町野崎 | | |
| 4 | 工 種 | 構造物工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | 浮棧橋補修 N=1.0箇所 | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥3,630,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年9月19日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年9月20日 | ～ | 令和6年11月29日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 八代市鏡町内田1501番地 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (株)高野組 | |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 高野大介 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | | | |

本工事は、鏡港内において破損している浮棧橋の補修を行うものである。現在、隣接区域（鏡港泊地）を株式会社高野組が浚渫工事中であることから、工事区間の交錯を避けるため、浚渫工事の完了後に本工事を行うこととしている。本工事は、現在施工中の浚渫工事と同じ港湾関連工事であり、クレーン付き台船等の使用する重機が重複する。したがって、運搬費が高額で手配にも時間を要するクレーン付き台船等の港湾関連重機について、現在、浚渫工事において使用中のものを、引き続き本工事に使用することで、経費、工期の面で大幅な削減が見込まれる。仮に、他の業者が本工事を受注した場合、クレーン付き台船等の新たな手配や作業準備が必要になり、別紙のとおり、経費、工期の面でデメリットが想定されるため、本市にとって競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、鏡港泊地浚渫工事を施工中である(株)高野組と随意契約するものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日（市の定める休日を含まない。）以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年11月5日

契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和6年度 泉建道災 第1号		
2	工 事 名	五家荘～椎葉線災害復旧工事(R5災第865号)		
3	工 事 場 所	八代市泉町樫木		
4	工 種	道路改良工事		
5	工 事 概 要	施工延長L=15.00m 幅員W=4.19m～4.88m 軽量盛土工(EPS工) V=294m ³ 現場打軽量吹付法砕工(砕内植生t=30) A=127m ²		
6	契 約 金 額	¥44,539,000		
7	契 約 日	令和6年9月20日		
8	工 事 期 間	令和6年9月23日	～	令和7年1月31日
9	請 負 業 者	住 所	八代市泉町椎原59	
		商 号 又 は 名 称	(有)村川建設	
		代 表 者	代表取締役 村川米蔵	

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

本工事は、令和5年8月の台風6号で市道五家荘～椎葉線が被災したため必要となる災害復旧工事を行うものであり、一般競争入札に付したところ不調となり、現場復旧対策を再考している状況であった。(開札日：令和6年6月11日)

そのような中、令和5年8月の台風被災時より設置していた応急仮設道路が、令和6年8月28日から30日にかけての台風10号の豪雨により崩落し、現在、2軒4名が孤立状況となっていることから、その復旧は急迫を要するものである。

したがって、緊急の必要により競争入札に付するいとまがないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

なお、見積徴取業者については、八代市と災害時における応急対策活動に関する協定を締結している八代地区土木災害協力会に依頼し、緊急対応が可能な業者として推薦を受けた「有限会社村川建設」を選定するものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年11月5日

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|---|---|--------------|------------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 下建 第27号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 高小原町污水管(7153-1号)築造工事 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市高小原町 | | |
| 4 | 工 種 | 下水道工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | 施工延長 L=31.5m、開削工(φ150) L=31.5m、1号マンホール接続工 N=1箇所、小型マンホール N=2箇所、ます設置工 N=1箇所、表層工(As t=5cm) A=162m ² | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥4,070,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年9月25日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年9月26日 | ～ | 令和6年11月22日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 八代市竹原町2147-4 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (有)福島建設 | |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 福島清 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | | |
| | 地方公営企業法施行令第21条の13第6号 | | | |
| | 本件は、八代市公共下水道事業整備計画に基づき、污水管を埋設するものである。 | | | |
| | 令和6年9月3日に令和6年度下建第27号 高小原町污水管(7153-1号)築造工事として開札を執行したが、全者辞退により入札不調となった。本件の公共樹設置の対象となる住宅(新築中)への入居を11月から予定されており、10月末までには本工事により公共下水道へ接続する必要があることから、再入札するいとまがないため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号に基づき、随意契約を行うものである。 | | | |
| | なお、早急な対応が必要であるため、前回入札対象となった事業者を除いた近隣のCランクから、別紙見積業者に見積書の徴取を実施してよいか併せて伺う。 | | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年11月5日

契 約 結 果 表

- | | | | |
|----|---|----------------|-------------------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 | - |
| 2 | 工 事 名 | (仮称)藤本再建住宅整備工事 | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町葉木4400番地 | |
| 4 | 工 種 | 住宅整備工事 | |
| 5 | 工 事 概 要 | 再建住宅整備 | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥47,078,900 | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年10月1日 | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年10月2日 | ～ 令和7年2月14日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 熊本市南区城南町舞原195番地22 |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (株)エバーフィールド |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 久原英司 |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | | |
| | <p>今回の再建住宅整備事業は、令和2年7月豪雨災害において甚大な被害が発生した球磨川水系における球磨川水系緊急治水対策プロジェクトによる坂本町の宅地かさ上げ事業に伴う、仮住まいの確保に配慮を要する被災者に対し、生活再建を加速化することを目的として市が住宅を提供するものである。</p> <p>仮住まい先である再建住宅の入居開始は、国県の宅地かさ上げ事業スケジュールを考慮し令和7年2月を予定しており、入居までの期間がないことから、令和6年10月以降に解体予定の建設型木造応急仮設住宅(以下「木造仮設住宅」という。)を移設し利活用することとしている。</p> <p>また、木造仮設住宅の移設にあたっては、県の球磨川流域復興基金交付金事業を活用することとしており、木造仮設住宅で使われていた構造材を最大限に活用し最も経済的な設計をしたうえで、利活用率80%以上を超えることで交付金事業の要件を満たし、移設に係る費用を交付金の対象とすることができる。</p> <p>今回、契約の相手方として予定している(株)エバーフィールドは、移設予定の木造仮設住宅を設計・建設し、また、所有権を有し県にリースを行っている事業者である。そのため、木造仮設住宅の使用部材や構造を把握しており、解体した構造部材を有効に活用することができ、限られた工期の中で解体から整備までの工程管理を確実に履行し、かつ、交付金事業の要件を満たす施工に期待ができる唯一の事業者である。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められる)を適用し、(株)エバーフィールドと随意契約を行うものとする。</p> | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年11月5日

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|---|-------------------------------------|---------------|------------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 復災道 第3号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 市道木折・責線災害復旧工事(R2災第1586号)に伴うモルタル吹付工事 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市坂本町鮎埴 | | |
| 4 | 工 種 | 法面工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | モルタル吹付(t=10cm) A=117㎡ | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥2,200,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年10月1日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年10月2日 | ～ | 令和6年10月18日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 八代市鏡町内田1501番地 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (株)高野組 | |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 高野大介 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | | | |
| | 本工事は、市道木折・責線災害復旧工事(R2災第1586号)区間の隣接を施工するものである。市道木折・責線災害復旧工事(R2災1586号)本体は指名競争入札により(株)高野組が契約・施工しており、仮に異なる業者が施工を行った場合、狭隘な現場で車両が輻輳し、安全な施工が見込めず、迅速な施工が困難となるとともに、資材その他の点で割高となり、本市にとって競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。 | | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和6年11月5日